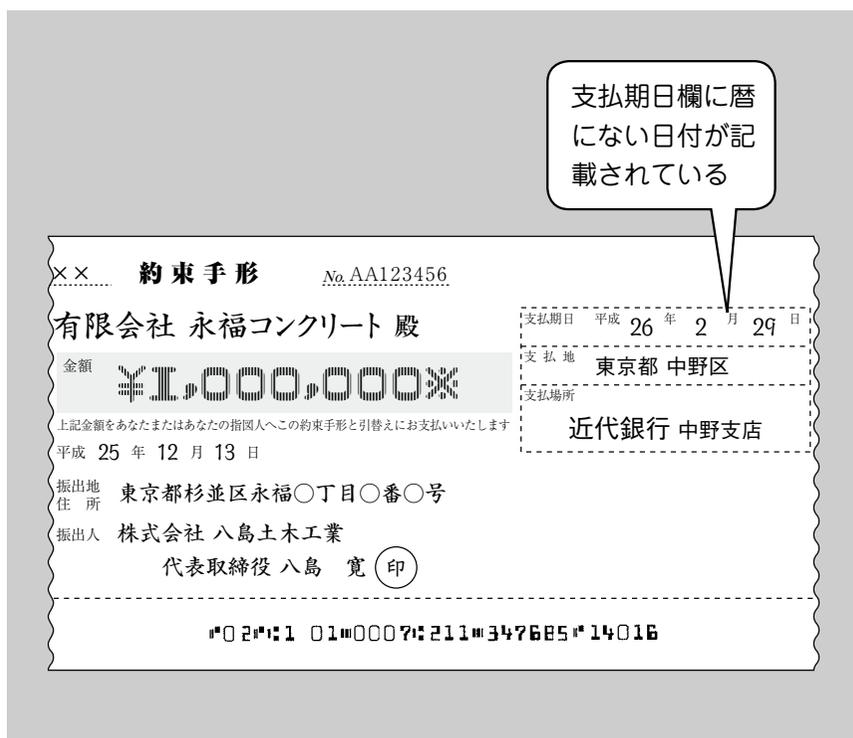


## 手形② 曆にない日が支払期日となっている

**支** 払期日は満期日ともいわれ、手形上の手形金額を支払う日として記載される日付のことです。

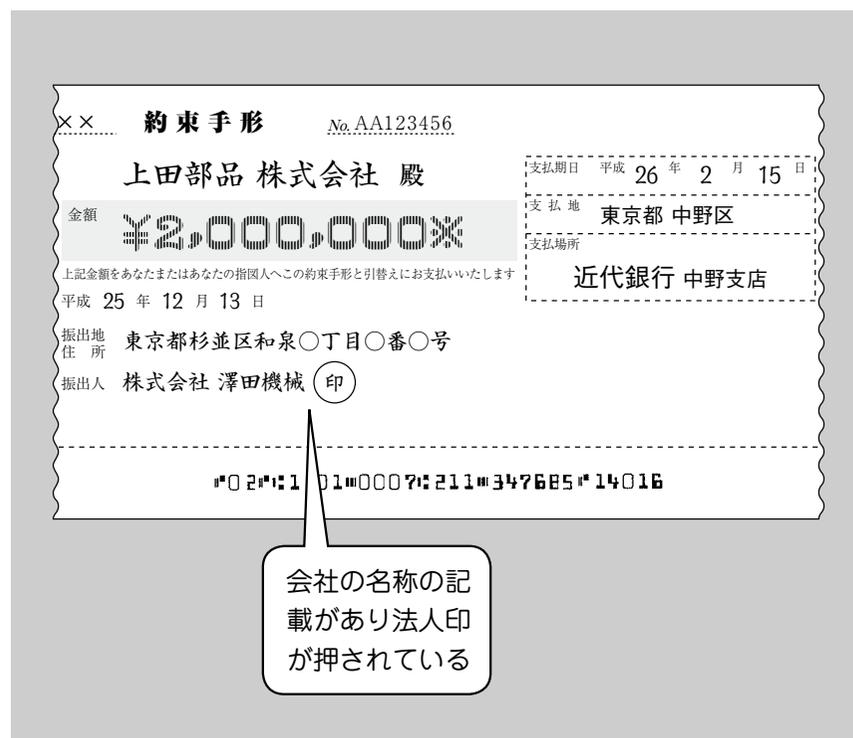
支払期日の決まっている手形を「確定日払手形」といい、一般的には振出日から2、3ヵ月



## 手形① 振出人に法人名のみが書かれている

**手** 形を振り出すときには、振出人の署名捺印または記名押印が必要です。法律上は署名、つまりサインだけでも有効とされていますが、実務上は取引金融機関にすでに届出された「届出印」が手形上に捺印さ

れていないと、手形の支払いには応じません。取引金融機関が、手形上に押印された印影と「届出印」とを照合して正規の手形かどうかを判断します。これは、金融機関が取引にあたって求められている



で設定されます。受取人が了承すれば10年後の期日でも、それが将来の「特定の日」であれば有効です。支払期日が金融機関の休業日の場合には、翌営業日が支払期日となります。

**割引では極力取り扱わない**  
曆にない日が支払期日となっている場合には、十分な注意が必要です。支払期日欄に曆にない日が記載されている手形は、原則無効となります。ただし、常識的に考えてある特定の日を指すと思われる場合は、手形の流通の安全を確保する観点から、有効と解すべきという考え方もあります。具体的には、平年の2月29日あるいは11月31日のように、月末日と解されるケースです。判例では有効とすべきか、無効とすべきかで、解釈が2つに分かれています。

実務上は、このような手形が支払呈示された場合、取引先に連絡するとともに、小切手を差替えとして取り受けておくことが、後日のトラブルを避ける意味で大切です。

割引を依頼された場合には、このような手形の取扱いは極力避けるべきです。しかし、お客様との取引の関係上やむを得ず

る「善意の管理者としての注意義務」（業務を委任された者の職業や専門家としての能力、社会的地位などから考えて通常期待される注意義務）を果たす必要があるからです。

**代表者自身の署名が必要**  
次に、法人が振出人の場合に、法人名のみが記載され、代表者の氏名や肩書が記載されていない場合の取扱いです。会社などの法人が手形行為をする場合の方式として、その代表者が法人のためにすることを明らかにして、代表者自身の署名をしなければならぬことが、判例で示されています。

実務的には、法人から届出を受けている「署名鑑」や届出印との照合にとどまらず、社名、代表者名、肩書の刻印された社判についても注意深く照合を行つたうえで、支払呈示を受けた手形の支払事務を執行します。照合のうえ相違があれば、取引先へ確認して偽造等の事故を防がなければなりません。

なお、この場合の代表資格を示す名称については、会社における職位や地位を記載しなればなりません。必ずしも代表取締役や代表社員のように、名称自体から代表権を表すものでなくてもよく、社長や専務取締役、取締役、経理部長などでもかまいません。

しかし、所持人であるお客様からの手形受入れにおいては、このような手形は事故手形である可能性が高いことから、実務的にはお客様へ偽造などについての注意を促すなど、慎重な取扱いが求められます。

**POINT**  
取引先に連絡するとともに、トラブルを避けるため、差替えの小切手を取り受けておいたほうがいいんだね

取り扱う場合は、依頼人であるお客様を通じて振出人に事前にご了承を取り付けておくとともに、支払呈示に際しては付箋で「支払連絡済み」と記載して、交換呈示するといった対応が必要です。

なお、支払期日には、確定日払いのほかに、①手形が呈示されたときに支払う「一覧払い」、②手形が呈示された後、手形上に記載された一定期間後に支払う「一覧後定期払い」、③振出日から手形上に記載された一定期間後に支払う「日付後定期払い」があります。

**POINT**  
法人の場合、法人名や取引印だけでは無効。代表者名と代表資格を示す肩書の記載も必要なのね

なお、この場合の代表資格を示す名称については、会社における職位や地位を記載しなればなりません。必ずしも代表取締役や代表社員のように、名称自体から代表権を表すものでなくてもよく、社長や専務取締役、取締役、経理部長などでもかまいません。

しかし、所持人であるお客様からの手形受入れにおいては、このような手形は事故手形である可能性が高いことから、実務的にはお客様へ偽造などについての注意を促すなど、慎重な取扱いが求められます。